

おい、図書館

No. 12

図書館と

民間委託

これまで会として、図書館について少し踏み込んで考え、松戸市の実情を調べてみた結果、図書館だけでなく、市の施設の様々な分野に正規の市職員でない人たちが多く勤務していることを知った。いわゆる「施設管理公社」の職員である。そのことに関してより詳しく知りたいたい、市職員の組合を訪れ、委員長の飯沼さんにお会いしてお話を伺った。以下はその要旨である。

一九九二年四月、自治体に
通休二日が導入されたことがき
っかけで、市の業務を市職員以
外の人に委託して、人件費の削
減と退職者の再雇用促進のた
めに「施設管理公社」が設立さ
れた。この公社の職員は、連続
雇用され、本人が希望しない限
り配転はなく、月給制で、年休
夏休み・ボーナス（夏一、冬二
）もあるなど、臨時職員、いわ
ゆるパートより労働条件は良い。
採用は公募によるが、ロコミや
やめる人が後任を推せんして決
ることが多い。

図書館に関して
言えば、これまで
の臨時職員が
公社職員となり、
本館や分館に配
属されている。
採用にあたっては

司書資格の有無は問わないよう
だ。
市職員組合は、公社への業務
委託を職員の投票によって決め
たが、雇用条件については関手
しなかつた。□

公社の責任

とは

この公社、又は財団等委託に
ついて問題にしたいのは、公社
は現実には自治体行政の「代行」
をしているにもかかわらず、市
民が市民の代理としての議員を
通して議会とその内実を知りた
いと思っても、議会は委託費の
予算、決算の審議、鑑査だけで、
運営には関与できないことであ
る。もし、図書館のカウンター
とその担当が公社員だとして、
レファレンスが適切に出来なか



つたり、決定的なミスがあつた場合、市民の意見や苦情を受け止めるのはどこのか。お話キマラバンについても同じことが言える。責任を負うのは自治体なのか、公社（財団）なのか、きわめて曖昧である。

図書館の 専門性

もう一つは、図書館の専門性についてである。図書館のどの

の部門も専門性を生かし、ビジョンを持つて取り組まなければならぬ。いのに、

レファレンスもし得ない職員が多くなれば、それは市民に対するサービス低下である。図書館は貸本屋ではない。貸出し、返却の業務だけとこと足れりというのでは困る。図書館は市民が求める様々な情報を直ちに提供出来るように整えられていて、文化や情報の発信地、集積地としての機能を十分に発揮しなればならない。そのためには高度の専門性が要求されるはずである。図書館の職員は自らの専門性に誇りを持ってもらいたいと思う。あちこちの自治体で積極的に民間委託を進めているということを聞くが、それは明らかにあの高遠な理想をかかげる。図書館法の空洞化をもちたらずである。目先の、わずかばかりの経済効率のために、安易に民間委託を取り込まないでほ

しいと願つものである。

(文責 鈴木)

あとがき

職員側の側から言えば、図書館が本来持つてゐる社会教育機関としての大きな可能性を、市民に広く浸透させ得るか、貸本屋程度の認識に甘んじるかは、カウンターを預かる職員の仕事の仕方、どういう図書館員であろうとするかの志にかかつてゐる。(中略) われわれに接した利用者がなるほどここには専門家がいると思えるようなサービスを展開していく。それ以外に委託や民営化の問題を撥ね返す方法はないのである。竹内紀吉氏(浦安の図書館とともに)の言葉を引用させていただきます。

発行「おーい図書館」

連絡先 青木 和子

松戸市総合ハニのて六。
0473(六六七)五三八四